

電300, 電350 技術者の倫理

第4回

モラル上の人間関係

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 1)

- 電力会社: 集団は不死身
- 学生実験: 少人数の方がうまくいく
- 演習: 主張が強い人に流される
- 講義: 「質問はないか」と聞かれると皆黙ってしまう, 黙っていると反論・別解等がないと見倣されるのは良くない
- サークル・部活動: 人と違うことを言いにくい, 少数意見が無視される, 盗難に遭ったとき責任のなすりつけ合いになった, 部長のつるし上げ, 他のチームを敵視, 部長が仕切る, 自分たちに対する根拠のない自信, チームプレイにおける責任転嫁

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 2)

- 友達と行動するとき: 多数決を強要される, 個人の意見が出にくくなる, 本人にとって愉快でないあだ名が定着する
- クラスの行事: 少数意見を排除, 中心的人物が仕切る, クラスで作った映画がクソつまらなかった
- アルバイト: 上司が同意するよう圧力をかける, 無理な業務命令に抗議できない, 少々の失敗は平気という感覚, 震災時にバイト先の東京から沖縄に返ったとき少数意見を無視した (当事者が複数いる模様)
- 違法駐車: 「みんなで渡れば怖くない」
- 未成年の飲酒: 「みんなで渡れば怖くない」

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 3)

- 飛行機の整備: 集団思考が整備不良を誘発する
- マスコミ: フジテレビへのデモが一切報道されない
- 毒ギョーザ: 中華人民共和国が「毒は日本で混入された」と主張
- 女性の集団行動
- 原発事故での政府・企業・原子力安全委員会の責任の押し付け合い
- 国会での政治家の責任の押し付け合いが酷い
- 女性が通り魔に刺されたのが見殺しにされたのは集団思考では
- オウム真理教は集団思考のデパート

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 4)

- 誰かの悪口が広まると悪印象が共有される
- スピード違反等で摘発されると「みんなやっている」といった類の合理化を試みる
- みんなで間違えれば平気
- 中学校へのお菓子の持ち込み
- 離島では集団思考が強い (閉鎖的)
- 「空気を読め」というのは自己検閲
- いじめは集団思考

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 5)

- 鎖国により集団思考が蔓延する
- 不良グループの変な服
- トイレットペーパー等の買い占め (群衆心理)
- 大学教員が独立行政法人化のマイナス面について国民に知らせないのは欺瞞では? (?)
- 韓国の竹島占領 (?)
- 北朝鮮の独裁 (?)

前回の課題 (集団思考) から (昼間主, 6)

- 集団自決の記述削除: 不都合なことを隠す圧力 (?)
- 無免許運転 (?)
- 船場吉兆の残飯懐石料理や天気予報が集団思考なのではというコメントがあったが, 憶測で書くのはちょっと...
- その他, 集団思考に関する一般形なコメント, 教科書の事例に関するコメント

前回の課題 (集団思考) から (夜間主, 1)

- アルバイト: 飲食店における知人への鼻糞, 不快な仕事を押し付けられた, サービス残業当然の雰囲気
- 集団は内輪で盛り上がっているだけでは?
- 部活: 部長のごり押し
- 高校の職員会議: 事なかれ主義や少数意見の圧殺
- クラスの行事: 見掛け上の満場一致
- ヤンキーや強そうな人に付和雷同

前回の課題 (集団思考) から (夜間主, 1)

- 珍走団な人々
- バス事故: ツアー会社の責任転嫁
- 国の中では個人の意見は無視できるほど小さい
- いじめ: 隠蔽圧力などがある
- 戦争は集団思考では (?)
- チャレンジャー号事件に関するコメント

コメント欄から

- マンガの話が良くでるが担当者 (半場) はマンガ好きなのか? 好きなマンガは?
⇒ 昔からかなり読む (最近減ったが). というか, 字が書いてあるものは手当たり次第に読む.
- 企業内で技術者の立場は弱いのか?
⇒ 当然の話だが役職による. 低い役職の技術者の立場は弱い.

倫理が作用する限界 (1) p.51~52

合法と違法の境界

- 教科書 52 ページ, ナンバープレートの半透明カバー
違法とはいえない例, モラル上はどうか
- 電波法, 小型無線カメラ (1.2GHz)
 - － 電波法違反, 航空無線の帯域なので危険, 販売規制はなし
 - － 販売店は「電源を入れなければ合法」
 - － 2.4GHz 帯は状況が違う

倫理が作用する限界 (2) p.51~52

合法と違法の境界 (つづき)

- フル電動自転車
 - 電動アシスト自転車: 人力と動力の比率が 1:1 を超えてはならない, 法律上は自転車と同一の扱い
 - フル電動自転車: 人力と動力の比率が 1:1 を超えるもの, 法律上は原動機付き自転車 (原付) と同一の扱い
 - 雑貨店, ネット通販店等がフル電動自転車を電動アシスト自転車として販売, 公道での使用 (違法) が問題になっている

倫理が作用する限界 (3) p.51~52

違法行為を幫助する可能性がある技術

- Winny, Share 等のファイル交換ソフト: 不正コピーファイル流通の温床となるリスク
- SoftEther: 初心者でも簡単にインターネット上に仮想ネットワークを構築できる; ファイアウォールを無効化

コミュニティ (1) p.53

▷ 定義1(ポズナー) コミュニティは人々の集団であって、その集団のメンバーの大部分が、(1) 互いに連帯感を持ち、(2) 過去にさかのぼって短くない期間にわたり継続しており、未来に向かっても継続すると考えられているような付き合いを互いに享受しているものをいう。

▷ 定義2(杉本・高城) コミュニティは、互いに同胞といえるような、多少なりとも信頼関係にあり、多少なりとも対話できる人たちが、共通の目的のもとに連帯感をもって集まっている集団をいう。

コミュニティ (2) p.54

- コミュニティは 社会に受容されるとは限らない
カルト宗教団体のような反社会的コミュニティも存在する
- モラル, 倫理はコミュニティに属するものと考えられる:
 - － コミュニティに属さない者には適用が困難
 - － あるコミュニティのモラルや倫理を他のコミュニティに強制することはできない
- 社会全体に共通のモラルや倫理は成立しがたいが, ある程度は共通の規範と見られる

コミュニティ (3) p.54

技術者のコミュニティ

- 社団法人などといった形を取る
- コミュニティとしての実体がある
- モラル・倫理は成立する

コミュニティ (4) p.54

▷ 技術者の倫理のめざすもの (杉本・高城) 科学技術が人間生活のあらゆる面に深く関わり、かつ技術者の職業の機会が国際化する現在、技術者一人ひとりが個人として強くなり、技術者のコミュニティとの連帯のもとに、信頼される専門職の社会的勢力として受け入れられるようになることを目指す。

コミュニティ (5) p.54~55

- 技術者の帰属:
 - 技術者のコミュニティ
 - 企業というコミュニティ
- これ以外に
 - 国, 地域社会, 親族, 家族, 宗教・思想・政治団体
 - など, 色々
- **相反**が発生しやすい

コミュニティ (5) p.56

雪印食品と西宮冷蔵の事例

- 雪印食品が産地偽装を保管業者「西宮冷蔵」に指示
- 西宮冷蔵が告発
- 雪印食品は解散
- 西宮冷蔵は取引先が激減して倒産状態 (教科書には記述なし)

コミュニティ (6) p.56

雪印を内部告発した西宮冷蔵が倒産状態 (2003年7月25日更新)

雪印食品 (昨年四月解散) の牛肉偽装事件を内部告発した西宮冷蔵 (兵庫県西宮市) が今、倒産状態にある。倉庫 (約五千トン) は空っぽ。

同社の水谷洋一社長は昨年一月、雪印食品関西ミートセンター社員らが、同社の倉庫で保管していた輸入牛肉を国産牛肉の箱に詰め替えた偽装を告発した。告発後、荷主が次々と撤退し、食肉業界からの入荷はなくなった。昨年十一月には国土交通省から七日間の営業停止処分を受け、その後業務は停止している。

典拠: 中央ジャーナル http://chuohjournal.jp/2003/07/post_1291.html

私的な人間関係 p.57~58

- 私的な人間関係と公的な人間関係のいずれを優先すべきか、また、衝突が発生したときにどうするか
- 教科書には、家訓と経済事情の衝突、友人関係と職場における信用の問題の衝突の例
- 大学で大学生と教員が頻繁に遭遇するのは、就職活動等における学生の推薦状をどうするかという問題
- うまい解決策はないことが普通

業務上の人間関係 (1) p.58~60

技術者の職務形態

1. 被用者: 企業・行政機関等に雇用されて働く;
仕事で出す名刺における「社名, 役職」の記載にはその人が
代理人として働く組織とその人の権限を示す役割がある
2. 受託者: 技術者が事務所等を構えて仕事を受け負う

業務上の人間関係 (2) p.58~60

- 被用者は雇用契約に縛られ, 自由裁量の範囲は狭い
- 受託者は自由裁量の範囲が大きい
受託契約の文言に制約を受ける事項が明示的に記載されていることが普通
- いずれも, 雇用者あるいは依頼者それぞれのために, 誠実な代理人または受託者として行為することを義務付けられる
- 公益確保の義務: 公衆の安全, 健康および福利を最優先する

利益相反 p.60~63

前回説明済み

公衆 (1) p.63~65

▷ 教科書の定義 技術業のサービスに、自由な、またはよく知らされたうえでの同意を与える立場にはなくて、その結果に影響される人々

▷ 藤本編, 技術者倫理の世界, 第2版, 森北出版, 2009 技術者がそのクライアントや雇用者のために一定の力を及ぼすとき、その力の影響を多かれ少なかれ受けるにもかかわらず、その情報や技術的知識、あるいは熟慮のための時間を欠いている人々

公衆 (2) p.63~65

- 公衆とは、要するにインフォームドコンセントを必要とする人々のこと
- 医療の分野では、パターナリズム (医者が患者の保護者であるかのように振るまう様式) からインフォームドコンセントへの移行が発生した; 技術の分野でも同様の傾向
- USA では技術者に公衆を保護する責務があることを明示
- 日本では「公」が国・自治体を意味すると解釈されることがあるので要注意

職場生活と法的義務 (1)

- 教科書 [1] には取締役の忠実義務が商法で規定されているという記述があるが、商法 254 条の 3 はすでに削除されている
- 取締役の忠実義務は会社法第 355 条で規定:

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 技術者の倫理に関係するのは現場で働く技術者の義務; 取締役の義務はやや関連が薄い

職場生活と法的義務 (2)

- 安西, トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識 [十三訂], 中央経済社, 2010 にしたがい, 忠実義務を含む, 職場生活で現れる法的義務について説明する.
- 以下に述べる事項の相当部分の根拠は最高裁などの判例 (詳しくは上述書)
- ふつうは就業規則が別途定められている
- 公益確保等の義務との**相反**が発生する可能性があるので注意

職場生活と法的義務 (3)

労働義務 労働者は労働契約により約束された労務の給付義務を負う

業務命令 使用者は、経営を合理的に行うため、機構、職制を定め、労働者を配置し、必要な業務上の命令を発し、指示を与える権限を有し、労働者はそれに従って職務に従事しなければならない

- **業務命令**とは上述の会社の指揮命令権の発動のこと
- 何でも命令できるわけではないことに注意

職場生活と法的義務 (4)

職場秩序 労働者は企業秩序を遵守する義務を負う

施設管理権 企業は、敷地、建物、施設等に対する物的管理権限および利用する従業員に対する人的管理権限を有する；使用者は、これに基づき必要な規則や命令を発することができ、従業員はこれに拘束される

人事権 一般に、特別の合意がないかぎり、労働者は自己の提供する労働力の使用を包括的に使用者に委ねるものであり、使用者は、この契約上の権限にもとづき労働者の給付すべき具体形労働の種類、態様、場所などを個別的に決定し、またその変更を命じうる

職場生活と法的義務 (5)

安全配慮義務：使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする (労働契約法第5条)

- 使用者には労働者の健康管理義務 (過労死等の防止) がある；これは安全配慮義務の一環
- これに関連し、労働者には自己安全義務 (自らの安全を確保すべき注意義務) と健康保持義務がある

職場生活と法的義務 (6)

人的環境配慮義務：協同・協力して適正良好な人間関係を維持し、働きやすい職場環境を相互に形成し、職場規律を守り、企業の円滑な運営を期すべき義務

- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止はこれに含まれる

職場生活と法的義務 (7)

信義則 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない(労働契約法第3条4項);

- 従業員は、使用者との信頼関係を維持し、背信的な行為を行わず、企業の利益を侵害しまたは侵害するおそれのある行為をおこなわない義務を負う
- 企業外非行も、信頼関係を破壊するという理由で、上記に基づき懲戒の対象となりうる

職場生活と法的義務 (8)

服務専念義務 労働者は、労働契約によって所定時間中はその労働力を使用者に先渡しした時間であるから、その時間中は使用者の指揮命令に服し、その職務に専念する義務を負う。使用者の許可承認なく勝手に業務以外のことに時間を消費することは服務専念義務違反となる。

企業活動完遂義務 従業員は会社に対し善良な管理者の注意をもって誠実に職務を遂行すべき義務を負う

職場生活と法的義務 (9)

忠実義務 労働者は、主たる義務である労働義務の付随義務として、企業の内外を問わず使用者の利益を不当に害してはならない。

- 労働義務の一要素
- 従業員の職種、職務、地位等によって異なる（管理職のほうが重い）
- 一般に企業の内外を問わず企業の利益を侵害する行動をとってはならない義務として広く成立する

職場生活と法律 (10)

守秘義務 従業員は雇用され職務を遂行する企業の業務上の秘密を厳守する義務を負う

- 内部告発に関連して相反が発生する可能性がある
- 内部告発については第 12 回で取り扱う

職場生活と法律 (11)

兼業禁止 会社の業務以外の業務に従事するような場合は、使用者の承諾を得なければならない; 理由は以下の通り.

- 時間外, 休日労働は疲労の回復が妨げるが, 適度な休養は労務提供の基礎的条件だから
- 企業の経営秩序, 対外的信用, 労使間の信義則上の問題
- 競業禁止に抵触する可能性がある (競業禁止については後述)

協力義務 従業員は会社の目的遂行のために協力すべき義務を負う
安全衛生環境整備, 能力開発, 部下の指導教育等のさまざまな義務が発生

職場生活と法律 (12)

競業禁止 (会社法第 594 条) 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 自己又は第三者のために持分会社の事業の部類に属する取引をすること。

二 持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 業務を執行する社員が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって当該業務を執行する社員又は第三者が得た利益の額は、持分会社に生じた損害の額と推定する。

課題

1. 教科書 [2], 事例 VI(電力設備の建設) を読み, 53 ページ①について考え, 見解を述べよ. まわりの人と議論してよいが, 自分の言葉で考えをまとめること.